

板橋区行政財産広告掲出要綱

(平成 20 年 3 月 31 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区広告掲載要綱(平成 19 年 3 月 16 日区長決定)第 2 条に基づき、区が保有する行政財産に民間企業等の広告を掲出することに関して、必要な事項を定める。

(掲出位置)

第 2 条 行政財産に広告を掲出することができるのは、次に定める範囲とする。

(1)区有地(板橋区が所有する土地)の案内板又は掲示板(以下「敷地内掲示板」という。)

(2)区が所有する行政財産の壁面等のうち、区長が認めた位置

(広告掲出の付記事項等)

第 3 条 広告掲出に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、区の広報等と広告掲出欄を区分し、当該広告掲出欄に「広告欄」等の文言を記載して民間企業等の広告欄であることを明示する。

(広告掲出期間)

第 4 条 この要綱に基づく広告掲出期間は、1 年とする。ただし年度途中の契約又は契約の解除等の場合には、月単位とすることができる。

(広告掲出料金)

第 5 条 広告主から徴収する広告掲出料の額は、類似の取引事例を勘案の上、部長(東京都板橋区組織条例第 1 条に定める部の部長(以下「所管部長」という。))が予定価額又は公募価額を定める。

2 広告掲出にあたり、東京都屋外広告物条例(昭和 24 年 8 月 27 日条例第 100 号)に定める許可申請手数料が必要な場合には、別に徴収する。

(手続)

第 6 条 所管部長は、次の要領を定め広告審査会に諮る。

(1)広告を掲出する具体的場所

(2)広告の掲出規格(大きさ)及び材質、色彩等の定め

(3)広告掲出料の額

せり売りの場合には予定価格

広告掲出料の額を定額にして公募する場合には当該価格(以下「公募価格」という。)

(4)広告募集を行う期間

(5)公募価格を定める場合には選定方法(抽選、地域貢献企業優先等)

(6)その他必要事項

(公募の実施)

第 7 条 所管部長は、広告審査会の承認に基づき公募を実施する。

(申込・選定・契約の承諾・通知)

第 8 条 広告掲出を希望する者は、別記第 1 号様式により、広告案を添付して、区長に申込をする。

2 所管部長は、前項の申込書及び広告案（以下「申込書等」という。）について、速やかに申込書等の内容を審査する。

3 区長は、せり売りの場合には、応募者の中で最も高い広告掲出料を提示した者と、公募価格を定めた場合には、事前に定めた選定方法により選定した広告掲出希望者と契約締結を行う。

4 区長は、審査・選定した結果について、広告掲出を決定した広告掲出希望者（以下「広告主」という。）に対しては、別記第 2 号様式により契約を締結することを通知し、その他の申込者に対しては、別記第 3 号様式により契約を締結しない旨の通知をする。

(契約書の作成)

第 9 条 区長は、広告掲出を決定したときは、広告主と契約書を作成する。

2 前項の契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 広告を掲出する具体的場所

(2) 広告の掲出規格（大きさ）及び材質、色彩等の定め

(3) 契約金額（広告掲出料金）

(4) 契約期間

(5) 契約の解除、契約金の返還、広告主の責務、看板等の設置・撤去に関する事項及びその費用負担

(6) その他必要な事項

(契約金の納入)

第 10 条 広告主は、契約期間初日の 1 週間前までに、契約金額を納入し広告掲出に必要な広告の現物（前条第 2 項第 2 号に定める規格等）の納品等を完了する。

(協議)

第 11 条 この要綱に定めのない事項及び運用に疑義が生じたときは、広告主と協議して定める。この場合、所管部長は広告審査会へ協議することができる。

(委任)

第 12 条 この要綱を実施するために必要な事項は、総務部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

板橋区広告掲出申込書

年 月 日	
(宛先)板橋区長	
申込者 住所	
氏名	
電話 ()	
団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称 及び代表者の氏名を記入してください。	
次のとおり板橋区 掲示板への広告掲出を申し込みます。	
掲出希望期間	年 月 日から 年 月 日(計 ヶ月)
掲出場所	敷地内掲示板 場所
	建物内掲示板 場所
広告内容	別添のとおり
会社の概要	業種 添付書類 会社案内パンフレット等
申込者連絡先	担当部署・氏名
	電話番号

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（住所）
（法人名）
（代表者名） 様

板橋区板橋2 - 66 - 1
板 橋 区 長

広 告 掲 出 選 定 結 果 通 知 書

下記のとおり決定します。

記

- 1 広告掲出場所
- 2 広告掲出料金
（年額・消費税別）
- 3 契約の相手（広告主）

【担当】板橋区 部 課 係
氏名
（電話）
（FAX）
（メールアドレス）

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（住所）
（法人名）
（代表者名）

様

板橋区板橋2 - 66 - 1
板 橋 区 長

広 告 掲 出 選 定 結 果 通 知 書

板橋区行政財産広告掲出要綱第8条第3号に基づき選考した結果、今回貴社と契約することはできません。

【担当】板橋区 部 課 係
氏名
（電話）
（FAX）
（メールアドレス）